

地域防災計画（原子力災害対策編）修正要旨

第 1 章 総則

項目	頁	修正要旨
第 5 節 計画の基礎とすべき災害の想定等	6	第 3 予測される影響等 ・原子力災害対策指針における原子力災害対策重点区域について、プルーム通過時の放射性ヨウ素による甲状腺被ばくを避けるための防護措置を実施する区域に係る記述を削除
第 6 節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲	8	・原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲について、原子力発電所ごとの地域の範囲を位置付け、対象となる市に係る記述を整理・修正
第 8 節 放射性プルーム通過時の被ばくの影響を避けるための防護措置	10	・放射性プルーム通過時の被ばくの影響を避けるための防護措置について、「国において（略）具体的な対応を検討していく必要がある」とされていたところをUPZ外においても屋内退避を実施するなど、防護措置に係る記述を整理・修正

第 2 章 災害事前対策

項目	頁	修正要旨
第 5 節 情報の収集・連絡体制等の整備	21	第 1 情報の収集・連絡体制の整備 ・各市町との情報連絡体制について、屋内退避指示その他伝達内容に係る記述を修正

第 3 章 緊急事態応急対策

項目	頁	修正要旨
第 2 節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制および通信の確保	49	第 4 放射性物質または放射線の影響の早期把握のための活動 ・警戒事態の環境放射線モニタリングおよび緊急時モニタリングについて、原子力事業者との連携を追記し、モニタリング体制に係る記述を整理・修正
第 5 節 避難、屋内退避等の防護措置	60	第 4 避難、屋内退避等の防護措置の実施 ・住民等の避難誘導について、「SPEEDI ネットワークシステム等の大気中拡散計算結果」を削除し、住民等へ提供する情報に係る記述を整理・修正 ・圏域を越えて避難者受入れ要請を行う府県の検討につい

項目	頁	修正要旨
	66	て、「SPEEDI ネットワークシステム等の大気中拡散計算結果」を判断要素から削除する。 第7 避難の際に住民に対するスクリーニングの実施 ・避難中継所について、県・市・消防・警察による「避難中継所運営本部」の設置について追記し、避難中継所運営本部の運営に係る記述を修正

別添 1 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲について

項目	頁	修正要旨
表 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲について	83	・原子力災害対策を重点的に実施すべき地域について、原発ごとの記載に修正

全 編

項目	頁	修正要旨
その他	27	・各機関の組織改編等に伴う修正 例) 「独立行政法人放射線医学総合研究所」を「国立研究開発法人放射線医学総合研究所」に修正
	15	・適切な表現への修正 例) 近畿運輸局の業務の大綱として「原子力災害時における施設等の選定および収用の協力要請」を「原子力災害時における物資を保管するための施設等の選定および収用の協力要請」に修正